

神奈川県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の一部改正の概要

1 改正の理由

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年6月5日に公布され、改正後の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号。以下、「改正法」という。)が令和7年10月1日に施行される。

これに伴い、改正法で新設された規定を追加するとともに、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 支援業務の種別変更認可の規定の追加
- (2) 残置物処理等業務規程認可の規定の追加
- (3) その他所要の改正

3 施行日

令和7年10月1日